

中労委、昭 50 不再 38、昭 51. 2. 18

命 令 書

再審査申立人 池上通信機株式会社

再審査被申立人 総評全国一般労働組合神奈川地方本部

主 文

初審命令主文第 3 項の誓約書中「A 2」を「A 7」に改め、本件再審査の申立てを棄却する。

理 由

第 1 当委員会の認定した事実

当委員会の認定した事実は、初審命令の理由第 1 認定した事実の 3 の(1)中「昭和 48 年 11 月 7 日」を「昭和 48 年 12 月 7 日」に、同(2)中「12 月 18 日」を「12 月 8 日」に改める以外は、当該認定した事実と同一であるので、これをここに引用する。

第 2 当委員会の判断

当委員会の判断は、初審命令の理由第 2 の判断と同一であるので、これをここに引用する。

以上のとおり、本件再審査の申立てには理由がない。

よって、労働組合法第 25 条、第 27 条及び労働委員会規則第 55 条を適用して主文のとおり命令する。

昭和 51 年 2 月 18 日

中央労働委員会 会長 平 田 富太郎